

(資料)

## 鹿児島地裁における裁判員裁判（2019年）

小 栗 実

本稿は、鹿児島地裁で行われた裁判員裁判の記録である。2009年11月に開始されて以来、10年を経て、合計139件が開廷された。2019年1月から12月までの、この1年間には12件の裁判員裁判が開かれた。本稿では、2009年11月の最初の裁判員裁判から通し番号を付け、2019年分の【判決128】から【判決139】までを紹介している<sup>1</sup>。

続いて今年の裁判員裁判にどのような特徴が見られたのかについて、有罪・無罪が争われた否認事件、被告人に対する量刑、裁判員裁判の期間、裁判員の選任・辞退・欠席などに分けて検討した。

2019年は裁判員裁判が施行されて、ちょうど10年目にあたる。最高裁事務総局は、その10年の裁判員裁判の運用を総括する『裁判員裁判10年の総括報告書』を公表した。その総括について、若干のコメントを行った。

裁判員裁判の内容については、法廷を傍聴して、見聞きした内容を説明に加えるように努めた。2019年は12件中【判決131】をのぞき、残り11件の裁判員裁判については、その一部を傍聴できた。傍聴できなかった公判や判決内容などについては南日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の鹿児島地方版の記事から参照・引用したのもも多い。

### 一 2019年の裁判員裁判

#### ■【判決128】 殺人事件（男性・76歳）

男性は防衛大学校出身の元自衛官で、退職後、在日米軍基地での勤務を経

---

<sup>1</sup> 2009年～2011年の鹿児島地裁での裁判員裁判については「鹿児島大学法学論集」46巻2号133～171頁、2012年については同47巻2号271～301頁、2013年・2014年については同49巻2号317～349頁、2015年については同50巻2号149～171頁、2016年については同51巻2号149～171頁、2017年については同52巻2号149～171頁、2018年については同53巻2号139～171頁に掲載した。

て、鹿屋市に在住していた。男性は鹿屋市内にある県民健康プラザ健康増進センター（以下、「健プラ」と略称。裁判でも、検察官・弁護士双方がそのように略称していた。）にあるプールやスポーツジム・温泉施設に開館早々から通っていた。被害者（事件当時59歳）も「健プラ」を毎日、利用していた。2018年2月頃から二人は「健プラ」で顔をあわせるようになった。親しく話す仲ではなかったようだ。脱衣場での着替えの際、男性が着替えている途中で、被害者が扇風機のスイッチを入れ、扇風機の風が男性側に吹いてきたので「寒いのでやめてくれ」と言って、扇風機の風を被害者に向けたら、「ムカツとして、コンセントを抜いて、別のコンセントに付け替えた」（被告人の証言）。さらにその2週間後くらい後にも、扇風機の風を巡ってトラブルになった。

そして、2018年3月4日、「健プラ事件」が起きる。

被告人の供述によると、以下のような展開となった。「健プラ」脱衣場で着替えていたら、被害者が構わず扇風機をつけた。頭にきて「寒いだろ」と扇風機の向きを変えたら、被害者が「ガンをつけて、にじり寄ってきた」ので、脅威を感じて、右肩で押し返した。すると被害者が「暴力をふるったな」と叫び、いきなり自分の右頬を殴ってきたので、自分も被害者の左頬を平手で殴った。被害者が飛びかかってきて、相撲の突っ張りのように自分の鼻を殴った。被害者を回し蹴りしようとしたが当たらず、もみ合いになった。そこに職員も駆けつけて、二人の間に入った。

被告人は、鼻中彎曲症をわずらっており、鼻にゲルやシリコンを挿入する手術を過去に行っていたが、この「健プラ事件」で鼻をなぐられたのをきっかけに痛みが出るようになり、鼻がずっと痛く夜も寝られないようになった。

被告人と被害者は、それぞれ警察に被害届を提出した。2016年6月にそれぞれ傷害の容疑で送検されたが、7月、不起訴となった。被告人は、9月に損害賠償を求めて民事訴訟を提起した。被害者も同様に反訴を提起して対抗した。この民事訴訟は翌年7月に和解が成立して、双方が取り下げた。この和解調書には「この内容について他に漏らしてはならない」とする口外禁止条項がつけられていた。しかし、被害者がこの調書のコピーを他人に見せたり、「健プラ」の更衣室に置き忘れていたりしたことから、被害者に対する怒りが募ることになった。「堪忍袋の緒が切れた」と証言した。

被告人は刃渡り20cmほどの包丁を購入し、包丁を持つ手が滑らないように手袋を、浴場で足が滑らないように靴下を準備して、6月19日朝、「健プラ」に出かけた。「Xさん（被害者）に自分が鼻の痛みに苦しんでいることを知ってもらいたい」「謝らせない」という意図であった。しかし、「Xさん（被害者）」と話しても通じないだろう」「おそらく喧嘩になるだろう」と予測し、自分は被害者と比べて背が小さいというハンディがあるので、威嚇するために包丁を持参した。

被告人は、6月19日午前9時頃、入館手続きをすることなく「健プラ」に入り、サウナルームにいた被害者を見つけ、被害者に包丁をつきつけた。二人は包丁を間にもみ合う形になったが、被害者の胸や腹部に10～16 cmの深さの傷を10回以上負わせた。被害者はその場に倒れた。被告人は浴場の窓から逃げて、車で逃亡し、途中、別の温泉施設によるなどした後、フェリーで鹿児島市に向かった。その船中から凶器の包丁を海に捨てた。その他の血のついた肌着の切れ端や包丁の箱等はビニール袋に入れて、鹿児島市のフェリー乗り場のゴミ箱に捨てた。

被害者は「健プラ」に隣接する医療センターに搬送されたが、同日午前11時32分出血性ショック死で死亡が確認された。

7月12日、被告人は自宅で県警捜査員により逮捕された。南日本新聞によると、容疑を否認し、事件に関しては一切話をしないと供述を拒否した。

8月1日、殺人の容疑で起訴された。

## 1月28日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性1人、女性5人。補充裁判員は男性2人。

まず、検察官が公訴事実を朗読。被告人は公訴事実を認めたが、「一つだけ。殺意を持って、サウナに入ったのではない。」。裁判長が「殺意の有無」について問いただしたところ、被告人は「弁護士から事実からして殺意があったことは否定できないと言われたので、殺意は認める」と述べた。被告人の認否の内容がいささかわかりにくかった。弁護人の主張は「犯行直前までは強固な殺意を持っていなかった」「被害者が殴りかかってきたので刺したが、それは未必の殺意でしかなかった」という主張で、殺意の存在は否定しないが、殺意の程

度が弱いという内容のようだった。

裁判官が、公判前整理手続きでなされた争点整理について説明したが、「殺人罪の成立については争いがなく、犯行の一部について、その殺意の強さについて争いがある。」と整理した。

検察官の冒頭陳述は、被告人に強い殺意があったと主張し、それを立証しようとする方針を示した。加えて、犯行には計画性が見られること、被害者の犯行の態様は10回以上、包丁で刺すという悪質なものであったこと、被害者の死亡という結果をもたらしたこと、被害者遺族に強い処罰感情があることなどを述べた。

それに対して、弁護人の冒頭陳述は、まず、被害者にも落ち度があることを述べた。「健プラ事件」では被告人を平手でたたき、飛びかかってきた、鼻を強くたたきなど被害者にも落ち度があった、それに他人に民事裁判について話さないという約束を守らなかったことで被告人の怒りが増した。また、被告人には被害者との間で喧嘩になったら不利になると考え、包丁を準備したのであって、被害者を殺害することを目的としておらず、被害者が自分に謝罪したら許そうと考えていた。犯行の際、被害者が殴りかかってきたので、反射的に包丁を出し、もみ合いになり、包丁の奪い合いになり、その時偶発的に刺さったものである。被告人は被害者遺族への3000万円の賠償金をすでに預け、大いに反省している。

検察官が統合捜査報告書や遺族の供述調書、陳述書など証拠番号1から9までについて説明した。

鑑定医や被告人の妻などの証人尋問が行われた。

## 1月29日（火曜） 第2回公判

前日に引き続き被告人への本人尋問が行われた。

## 1月30日（水曜） 第3回公判（求刑）

検察官の論告：被告人は、男性が一人になる時間を狙い、「健プラ」職員に気づかれないように入館し、あらかじめ確認しておいた逃走経路から外に出るなど計画性のある犯行であり、刺し傷は肝臓を損傷するほどの深いものであり、

強い殺意があった。懲役18年を求刑する。

弁護人の最終弁論：被告人が現場に行ったのは、これまでのトラブルについて被害者に謝罪させるためで、犯行直前までは殺意はなく、反省し、賠償金も用意しているから懲役11年の刑が相当である。

### 1月31日（木曜） 第4回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役14年に処する。未決勾留日数中110日をその刑に算入する。訴訟費用は被告人に負担させない。」

判決は「犯行に至る経緯」「罪となる事実」については検察官の主張・立証通り事実認定した。

争点となった犯行に至るまでの殺意の程度について、被告人が包丁を持参したことは殺害を想定していたものであり、被害者男性の反撃を俊敏に回避し包丁を突き刺し傷を負わせた対応は入念に準備していたと想定され、殺害の可能性は高く、謝罪を求める冷静な態度とは言えない。次に、最初の一突きの際の殺意の程度についても、16cmの刺創は重篤な損傷であり、身体の中心部を数回にわたる刺突行為は強い殺意を有していたと判断される。弁護人は未必の殺意を主張しているが、単に手足を傷つけようとしただけでなく強い殺害意思で行われたとした。

量刑について、判決は、被告人の犯行は計画的な多数回にわたる刺突行為であり、強い殺意がうかがわれ、重大な結果をもたらしたとして、被害者の行為が犯行の引き金になっているとはいえ、知人に対して殺意を持って一人を計画的に殺害した同類型の事件の中で中間よりやや重い部類に属するもので、遺族の処罰感情、弁償等を考慮しても、懲役14年が相当とした。

最後に裁判員と裁判官からのメッセージが伝えられた。

「被害者男性とのトラブルがあったとしても、心に余裕を持って相手に接することができていたならば、このような事件は避けられたのではないのでしょうか。これから長い刑務所生活になると思いますが、被害者・遺族に対する謝罪の気持ち忘れずに、更生の道に向かうことを祈っています。」

## ■【判決129】 傷害致死・傷害事件（男性・40歳）

2018年7月17日、別の刑事事件で懲役2年執行猶予4年の判決を受け、無職で生活保護給付を受給していた男性は、鹿児島市内の被害者（犯行当時41歳）の自宅に行き、一緒に酒を飲んだ。被害者の自宅に来る前にたち寄った別の友人から被害者に連絡することがあるという伝言があったので、被害者に友人に電話するように伝えたところ、自分の携帯電話を使って、かけてくれと頼まれた。しかし、男性は携帯電話をうまく操作できなかった。被害者がその様子をおちよくったので、男性は激怒し、携帯電話を折り曲げて破損してしまった。これに対して被害者も激怒し、平手で被告人を叩いた。そこで、男性は被害者男性の顔を拳で数回殴打した。被害者は暴行を受け、壁にもたれかかった状態で意識を失っていた。男性は被害者をそのまま放置して、立ち去った。

被害者が自宅で倒れているのが7月20日に被害者宅を訪れた人によって発見された。すでに死亡しており、死因はくも膜下出血等による脳障害、死亡推定日は7月19日頃とされた。

男性は、2018年8月29日、鹿児島市内の居酒屋内でもう1つの傷害事件を起こし逮捕された。傷害罪については、居酒屋内で男性客（当時41歳）と口論になり、殴って全治5日間の打撲を与え、止めに入った女性店長（当時47歳）を転倒させて肋骨を骨折させ（全治3週間）た容疑で9月11日に起訴された。

2018年10月24日、鹿児島地検は、傷害致死事件について起訴した。

本件【判決129】では、傷害致死罪の容疑と、傷害罪の容疑の2つの事件が併合して、審理された。

## 3月11日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性4人、女性2人。補充裁判員は女性2人。鹿児島地裁刑事部合議Bの3人の裁判官が担当した。岩田光生裁判長、恒光直樹裁判官（右陪席）、西木文香裁判官（左陪席）である。

検察官が公訴事実を朗読。被告人の犯行は、傷害致死（刑法第205条）および傷害（刑法第204条）に該当すると述べた。

被告人は、2つの事件について暴行の事実は認めたが、傷害致死事件については、暴行によって被害者が亡くなったとは思わないと述べて、公訴事実を一

部否認した。裁判官から意見を求められた弁護人は「2つの事件とも傷害罪にとどまる。」と主張した。

検察官の冒頭陳述：「事件の概要」「犯行状況」を述べ、「情状」として、①犯行が悪質であること、②犯行の結果（被害者の死亡）が重大であること、③犯行に酌むべき事情が見当たらないこと、④再犯の可能性が高いこと、をあげた。

弁護人の冒頭陳述：裁判員に着目してもらいたい点は、「被告人による暴行と被害者の死亡との因果関係にある」として、今後の公判では、暴行の強度、被害者が犯行後2日間生存していたこと、頭蓋骨内の出血の様子などにより、因果関係がないことを証明する。

左陪席裁判官が、公判前整理手続での審理の結果、争点は「7月17日の犯行における暴行と死亡との因果関係の有無」にあると整理し、今後の公判の予定を説明した。

### 3月12日（火曜）第2回公判

「統合捜査報告書」、友人・家族・居酒屋関係者他の「供述調書」など、検察官から提出された証拠の取り調べが行われた。被害者の父親からは「厳しい処罰を望む」とする供述が朗読された。

そののち、被告人質問が行われた。「自分が殴ったことで、\*\*さん（被害者の名前）が死んだとは思わなかった」「平手で叩かれたので、反発的に殴ってしまった」「次の日に謝りに行こうと思ったが、行かなかった」などと証言、居酒屋での傷害事件については「飲んだことは覚えているが、犯行を覚えていない」「覚えていないけれど悪かった」などと証言した。

### 3月13日（水曜）第3回公判（求刑）

被害者遺族の証人尋問。

検察官による論告求刑：飲酒の上、怒りに任せて殴りつけた。医師の証言などから、暴行と男性の死亡には十分な因果関係が認められる。犯行は執拗な暴行で悪質であり、懲役7年を求刑する。

弁護人の最終陳述：被害者男性が転倒して顔を強打し、死亡に至った可能性

があり、懲役3年の刑が相当である。

### 3月14日（木曜） 第4回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役7年に処する。未決勾留日数中80日をその刑に算入する。訴訟費用は被告人に負担させない。」

争点となった被告人の暴行と被害者の死亡の因果関係の有無について、判決は「法医学医師の供述は信用できる。」として、被告人が3回顔を殴り、さらに仰向けにして被害者の顔面を2回強打したことにより生じた脳障害が死因であるとして、因果関係があると認定した。転倒による別の原因の可能性を指摘した弁護人の主張は採用されなかった。

量刑については、知人との喧嘩の結果、一人を死亡させてしまった犯行事案の中では「中間より重い事案」だとし、さらに、執行猶予中の犯行であることも重視して、懲役7年が相当と述べた。

求刑通りの懲役7年の実刑だった。

最後に、裁判員からのメッセージとして、これまでに聞いた中ではもっとも長いのではないかと思われた説諭が述べられた。全てを書き取ることができなかったため、その一部を引用する。「あなたは、人に対してたやすく暴力を振るう問題点を持っているようですね、あなたがした行為は、生命を奪う危険な行為でした。大切な人の命を奪うことがどれだけ問題なのか、服役を通して、その問題点を考えてください。被害者はあなたの大切な先輩だったにもかかわらず、なぜ、ここまで暴力を振るったのか考えてほしい。刑務所から出てきたら、他人のために役立つことは何か、それを考えて、しっかり更生してほしい。」

### ■【判決130】 現住建造物等放火事件（女性・58歳）

2018年9月19日午後2時頃、女性は沖永良部島内の自宅で、布にライターで火をつけて、木造平屋の自宅約150平方メートル、自宅敷地内の2階建て倉庫兼住居の1階部分を全焼させた。火事は延焼して、南側にある隣家の2階建て住居の2階部分も消失した。女性は、現住建造物等放火罪の容疑で起訴された。



### 5月13日（火曜）第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。補充裁判員は男性、女性それぞれ1人。鹿児島地裁刑事部合議Aの3人の裁判官が担当した。岩田光生裁判長、井草健太裁判官（右陪席）。左陪席が交代し、溝口翔太裁判官が新たに加わった。

検察官が公訴状を朗読。被告人は公訴事実を認めた。そののち、検察官が「食卓に置かれたライターを見て、家に火をつけて何もかも終わらせたいと考え、犯行に及んだ」と冒頭陳述し、それに対し、弁護人が「うつ病を患っており衝動的に犯行に及んだ」と主張した。

被告人の様子はかなり高齢者のように見え、とても58歳とも見えなかった。

### 5月14日（火曜）第2回公判

被告人家族および医師の証人尋問、被告人の本人尋問が行われた。

### 5月15日（水曜）第3回公判（求刑）

検察官の論告求刑：この事件では事実関係に争いはなく、事実を証明する証拠も十分揃っていて、争点は、被告人に対する量刑にあるとした。量刑を決めるにあたって、①犯行が公共の安全にもたらした危険の程度がどのようなものであったか、②犯行がもたらした被害の程度がどのようなものであったか、③犯行に至る意思決定が非難されるべきものであったかどうか、が決め手になる。そして、①について、全焼した自宅は住宅密集地にあり、放火により延焼の危険性が高く、他人の生命を奪いかねない犯行であり、厳しく非難されるべきである。②について、消失した家屋・倉庫は相当高額で建てられたものであり、隣接する南側住居は2階部分が広範囲に消失し、住むことができなくなり、移住を余儀なくされた。子どものアルバムなどが焼失し家族の大切な思い出が失われた。③について、自殺したいという気持ちで犯行におよび、どれだけ他人に迷惑をかけるのかを考えなかった。うつ病の影響があるにせよ、状況認知はできており、放火という犯行を自分の意思で選択した。一方、近隣の住民も厳しい処罰を求めている、家族が今後の看護を約束している、被告人に前科はないといった被告人に有利な事情もある。懲役5年を求刑する。

弁護人の最終弁論：実刑にすべきではない。まず入院治療を行い、その後、

家族の支援のもとで更生を図ることが望ましい。①被告人が犯行にいたった動機について、農業経営がうまくいかなかったこと、義母から悪罵されたことなどからストレスがたまり、うつ病が悪化した。うつ病の治療も十分ではなかった。うつ病感情障害には自殺のリスクが伴い、相談相手もなかった被告人は精神的に追い詰められて衝動的に放火し、自殺しようとした。②損害について、自宅・倉庫・隣家を焼失させたとはいえ、大規模な被害にはならず、負傷者は一人もなかった。③被告人は2018年9月に逮捕され、現在まで勾留されていたが、その間、反省を深め、謝罪したい、入院して治療に専念したいという気持ちを持っている。家族も被告人のその方向を願い、沖縄にいた子が故郷に戻るなど全員で支え、入院する準備も整えられている。焼失した隣家の土地を被害者から購入するなど、隣家の被害者とは示談が成立している。被害者も処罰を求めている。執行猶予付き判決が妥当である。

最後に、裁判長に促されて、被告人が証言台に立ち、「うつ病に絶望して、放火してしまった。迷惑をかけたことを後悔している。大切な思い出のある家を失ってしまって後悔している。隣の御宅の家、子どものもののアルバムなど大切な記録をなくしてしまったことも。入院して、病気を早く治して、島に帰ったら、一生懸命に仕事をして、謝罪したい。どうか賢明な判断をお願いします。」と述べた。

#### 5月16日（木曜） 第4回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役3年に処する。未決勾留日数中60日をその刑に算入する。訴訟費用は被告人に負担させない。ただし、裁判が確定してから5年の間、刑の執行を猶予する。」

執行猶予付き判決だった。

裁判長は、犯行事実を述べた後、どうして、この量刑にしたかについて説明した。被告人の放火により周囲に延焼する危険性があり、自宅や倉庫のほか、隣家の2階部分を焼失させた。この犯行は身勝手な行動である。しかし、被告人は双極性感情障害（躁うつ病）に罹患し、家族関係でもストレスを重ねており、適切な治療も十分に受けられなかったなど、同情すべき余地がある。夫からは寛大な刑を望む要望が出されており、隣家の被害者との間には示談が成立

して、被告人を許すと言っている。入院先の確保もできており、家族も支援の約束をしている等、更生の環境が整っている。社会の中で更生させるのが望ましいと考える。

判決文言い渡しの後、裁判長が、被告人に対し、この執行猶予の意味についてやや詳しく説明した。5年の間に別の犯罪を犯せば、執行猶予が取り消されて、別の犯罪に対する罪も重く判断され、その罪と今回の懲役3年が合わせて科される、反対に、5年の間、犯罪に問われなければ、もう刑務所に行くことは必要なくなります。問題を起こさないで生活してほしい。

最後に、裁判員からのメッセージを裁判長が読み上げた。

今後、あなたは治療を受けることを望んでいると話しましたが、私たちもそれを望んでいます。鹿児島市内の病院で入院治療を受ける準備が進んでいるようなので、家族の支援を受けて、ぜひ専門的な治療を受けてください。住み慣れた土地に戻りたいと思うかもしれないけれど、市内の病院であせることなく治療を続けてほしい。そして、執行猶予の期間を何事もなくすごしてほしい。

裁判長が閉廷を告げる中で、被告人は「ありがとうございました」と一礼した。

## ■【判決131】 住居侵入・現住建造物等放火事件（男性・61歳）

2018年11月26日、男性は、鹿児島市内の60代パート職員（女性）が住んでいる家に無断で侵入し、家に火をつけて木造2階建住居1棟78平方メートルを全焼させた容疑で、起訴された。

### 6月10日（月曜） 第1回公判（開廷）

検察官が公訴状を朗読。

被告人は「住居に侵入したことは認めるが、放火はしていない」と現住建造物等放火の容疑を否認した。

検察官の冒頭陳述：親族の1人が借金を返済してくれないという金銭トラブルがあり、女性の家に侵入した。その後、居間にあった可燃物に火をつけたも

のである。当時はその家には人がおり、最悪の場合には人が焼け死んでいた可能性もある。

弁護人の主張：被告人が女性の所在を確認するために家に入った事実は認める。しかし、卓上に置かれたティッシュに火をつけたのは、テーブルに焦げ跡を残して、女性に恐怖心を与えようとしたものであり、家を燃やそうと考えたわけではない。

## 6月11日（火曜） 第2回公判

証拠調べと証人尋問。

## 6月12日（水曜） 第3回公判（求刑）

検察官の論告：家屋が全焼したのは居間で何らかの可燃物に火をつけたことが原因であり、火をつけたのは、侵入した時間からして被告人以外に考えられないと、懲役7年を求刑した。

弁護人の最終弁論：被告人が主張するようにティッシュの先端部分に火をつけた行為では住家は全焼しない。したがって、放火罪については被告人は無罪である。

## 6月14日（金曜） 第4回公判（判決）

判決は、懲役6年の実刑を言い渡した。

争点となっていた、被告人がテーブル上のティッシュに火をつけたことが住宅全焼の原因かどうかについて、岩田光生裁判長は「被告人の点火行為のほかには火災の原因は考えられない」「被告人は、火をつける際に、家の一部が燃える危険性を認識しなかったのは不自然」「住宅を焼損させるのに十分危険な犯行」と放火罪を認定した。

その上で、「女性の親族との金銭トラブルでいらだちを感じていたことは理解できるが、家に侵入し放火に及んでいる点は、身勝手というほかない」「放火行為を否認して不合理な弁解に終始して、反省の態度が認められない」としつつ、犯行に「計画性はなかった」などと量刑6年としたことについて説明した。

## ■【判決132】 殺人事件（女性・35歳）

2018年9月25日午後0時5分ごろ、鹿児島市内で「男性が血を流して倒れている」と119番通報があった。救急車が駆けつけたところ、運送会社の営業所の建物内で男性従業員が倒れており、続いて駆けつけた警察官が現場で死亡を確認した。胸など複数箇所を刺されていたことから鹿児島県警は殺人事件とみて捜査を始めた。

男性が倒れていた場所の近くで、女性が腹などから血を流して倒れていた。女性は病院に搬送されたが、意識はあり、生存した。現場からは凶器の包丁も見つかった。

翌26日、県警は、女性の退院を待って事情を聴いた。女性が「自分が刺したのは間違いない」と容疑を認めたことから、女性（犯行当時35歳）を殺人の容疑で逮捕した。

9月28日、被疑者は鹿児島地方検察庁に送検された。

10月17日、鹿児島地検は女性を殺人罪で起訴した。検察官は被告人の認否は明らかにしなかった。

## 6月24日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性4人、女性2人。補充裁判員は男性、女性それぞれ1人。鹿児島地裁刑事部合議Aの3人の裁判官が担当した。

検察官が起訴状を朗読した。起訴状によると、被告人は9月25日未明、運送会社の建物内の仮眠室で、被害者の胸や首付近を、刃渡り16センチの包丁で10回以上刺し、殺害した。

次に認否を問われた被告人は、殺害したのは間違いないが、被害者男性から頼まれたものであるとして殺人罪を否認し、嘱託殺人罪（刑法第202条）に該当すると主張した。

検察官の冒頭陳述：2人は2016年4月からいわゆる不倫関係にあった。2018年になると、男性は被告人から会うことを執拗に求められて、別れたいと思うようになった。犯行時、男性の手には抵抗した際にできたと考えられる傷があった。また、男性には自身の殺害を被告人に依頼する動機も事情もない。

弁護人の冒頭陳述：2人の関係は円満であり、別れたいと思うような状況に

はなかった。男性は監査が目前に迫っていたなどの仕事上のストレスから死のうと思、「一緒に死んでくれ」と被告人に依頼したので、男性を刺し、自分も刺して死のうとしたが、生き残ってしまった。

## 6月25日（火曜） 第2回公判

証拠調べ、証人尋問（会社の同僚、被告人の家族など）。

## 6月26日（水曜） 第3回公判

被告人質問。まず、弁護人が主尋問を行った。被告人に対する尋問は、被害者と被告人の交際の開始、妻への発覚後も続いた交際、二人が交わしたLINEの内容などについて行われた。

犯行当日の状況について、被告人が供述した。

2018年9月22日から運送会社の仮眠室に泊まっていた。24日の夜8時頃、被害者が仮眠室に上がってきた。休憩室で一緒にご飯を食べた。そのあと、「Hをした」（法廷での証言通りの言葉）。彼は疲れていて、「バカがミスをしたから、こんなに仕事が溜まった」と会社の同僚の悪口を言い、「明日は監査があって徹夜だ」と言った。被害者のスマートフォンを見て、メールで奥さんが体調が悪くて動けなくなったことを知った。二人でいっしょに漫画アプリ「1コマ（いっこま）」を見ていた。お菓子を食べて、被害者は麦茶を取りに行き戻ってきた。そうしたら、被害者は「人生に疲れた」と愚痴を繰り返し、「死んで楽になりたい」と言った。私が「(被害者の子どもが) 12歳になるまで、我慢して待つから」と言ったら「心中してほしい」「自分はイビリで、自分で刺すことができないから、○(被告人の名前) が刺してくれ」と被害者が言った。それを聞いて、嬉しかった。一緒に死ぬことができる。嬉しさのあまり、怖さはなかった。それ以外には何も考えなかった。下着姿だったので、服を着て、食堂へ包丁を取りに行き、仮眠室に戻った。

被害者の太ももの上に馬乗りになって乗り、被害者が「刺してくれ」と、左側の乳首とヘソのあいだのあたりを指示したので、順手で包丁をつかみ、カ一杯刺した。「誰か声を聞きたい人はいないのか」と聞いたら、「いない。○(被告人の名前) がいてくれたら」と答えた。刺さった包丁を抜いたら、「一発で

決めてくれ」と言ったので、首・手・脇腹などを刺した。回数は覚えていないが、10回もなかったと思う。検察官から多数の傷と聞いてびっくりした。被害者の声が出なくなるまで刺した。被害者が息をしていないことを確認した。

「自分の番だな」と思い、明かりがついていると死ねないと、電気の明かりを消しに行った。被害者の体の上ののり、Tシャツを捲り上げて、包丁で自分の左脇腹を刺した。骨に当たった。何回かわからないが数箇所刺して、気を失った。

しばらくして、意識が戻ったら、包丁が刺さったまま抜けなくなっていた。朝、被害者のスマホが鳴った。そのスマホを右手でとり、「もしかしたら生き返るか」と思い、LINEで「救急車を呼んで」「救急車に自分のバッグ（被害者の母親からプレゼントされたブランド物）をいっしょに乗せて欲しい」と打った。

運送会社の職員が仮眠室に上がってきた。声でわかった。包丁は従業員男性が抜いた。激痛が走った。

#### 6月27日（木曜） 第4回公判（求刑）

検察官の論告求刑：被告人は、別れたがっている被害者に不満や怒りを感じており、殺害する動機があった。懲役18年を求刑する。

弁護人の最終弁論：被害者は仕事と人間関係に悩みを抱え、被告人に殺害を依頼した。被告人と被害者男性との関係は良好で、依頼されなければ殺害する動機はなかった。嘱託殺人が成立し、懲役4年の刑が妥当である。

#### 7月11日（水曜） 第5回公判（判決）

当初は、7月3日（水曜）に判決言い渡しりが予定されていたが、九州南部地方を襲った大雨のため、11日に延期になった。

判決主文：「被告人を懲役15年に処する。未決勾留日数中100日をその刑に算入する。訴訟費用は被告人に負担させない。」

嘱託殺人罪に当たるとした弁護人の主張を退け、殺人罪を適用し、検察の求刑懲役18年の83.3%に当たる懲役15年の実刑判決であった。

被告人が殺意を持って被害者を殺害したことに争いはなく、争点は、殺人の

嘱託がなかったか否かにあるとして、判決は、認定した事実関係を述べた。

被告人の怪我について「5mmの浅い刺創」だったが、被害者には多数の刺し傷があり、致命傷となったのは心臓を貫通していた刺創だった。

被害者は妻にメールをしばしば送っており、妻の体調を気遣い、子どもの運動会の日程を聞くなど、死を考えていたとは思われない。また、仕事についてプレッシャーはあったとはいえ、それほど繁忙期でもなく、監査も部下が対応しており、Gマーク取得の手続きも合格する前提で進んでおり、被害者が死を考える事情にはなかった。

被害者は家族と被告人との間で板挟みになっていたとはいえ、被告人とも気楽に話していた。被告人は、被害者が会社をやめるかどうか追い詰められていたと主張するが、確かに被害者は一度、会社を辞めようとしたこともあったが、辞表は直ちに撤回したので、追い詰められていたとは言えない。会社からお金を横領した件についても少額であり、死を考えるほど追い詰められていたとは言えない。

事件の前に、被害者とは仮眠室でリラックスしていたことから、「心中したい」となるのはあまりに唐突にすぎる。心臓を貫通した被害者の傷も、被告人の供述と対応していない。

したがって、「心中したい」と言われて殺害に至ったとする被告人の供述は信用できない。殺人の嘱託はなかった。

被告人の殺害動機は明らかではないが、何らかの理由での突発的な殺意によるもの。被害者の手には防御創のように見られる傷があるが、被害者の胸の傷に比べ、極端に少なく、抵抗のあとと言えるかどうか明確には言えない。被害者が寝ている間に殺害したものと考えられる。

量刑について、包丁で多数回刺し、殺意も強固であり、被害者の死という結果は重大なものである。殺害の動機は明らかではないが、被害者に対する愛憎の末、落ち度のない被害者の殺害に至った事件であり、家庭内暴力（DV）を除く男女間の争いで1人を殺害したという犯罪類型の中では重いものに当たる。したがって、懲役15年とする。

刑事訴訟規則220条に基づく控訴についての説明はあったが、刑事訴訟規則221条にいう訓戒、いわゆる「説諭」はなかった。



殺人行為に囑託があったかどうかが争点だったが、感想を述べれば、被告人が供述するように、被害者が「心中したい」というほど追い詰められていたとは到底思えなかった。一方で、被告人の殺害動機が不明で、どうして殺害するにいたったのかがよくわからなかった。判決では「愛憎」と言う言葉で説明されていたが、一緒に床を共にした直後に、いきなり殺害というのはいささかわかりにくい。二人の間で何か言い争いでもあったのだろうか？ その結果、被告人が激怒した勢いで……、というような「空想」を考えてみたのだが。裁判員にとっても判断が難しい事件だったのではないか。

被告人は、7月24日までに福岡高裁宮崎支部に控訴した（7月25日南日本新聞）。控訴審判決は2019年11月14日、言い渡された。福岡高裁の芦高裁判長は、懲役15年を言い渡した鹿児島地裁判決（裁判員裁判）を支持して、被告人の控訴を棄却した。

弁護人は、鹿児島地裁と同じように囑託殺人罪の適用を求めた。「現場に争った形跡がなく、被害者は殺害を承諾していた」と主張した。

判決は、法医学者の証言を採用して、睡眠中に刺され心臓が損傷すれば、防御や抵抗ができない可能性も十分に考えられると指摘し、抵抗した形跡がないとしても、殺害依頼がなかったことと矛盾しないとし、原判決（地裁判決）に事実の誤認はないとした。

### ■【判決133】 強盗致傷事件（男性・37歳）

2018年10月29日深夜、男性は、スナックを経営する知人女性が「1000万円盗まれた」などと言っているのを聞いて、お金を持っているだろうと考え、お金を奪おうと決意し、顔を隠すネックウォーマーなどを準備し、出水市の自宅から車で出かけた。そして、スナックがまだ営業しているのを確認したのち、女性の自宅に向かった。その途中で凶器となる長さ110センチ重さ2キロの角材を見つけて、自宅前で待ち伏せた。午前3時50分頃、女性が車から降りてきて、ドアが開まる音がしたので、女性に駆け寄り、角材を振り下ろして後頭部を殴打した。女性が持っていた手提げバッグを奪おうとして、引っぱり合いになっ

たが、バッグを無理やり奪い取って、車で逃走した。その後、現金14万5千円だけを財布から抜き取り、バッグを河川敷に捨てた。その後、紙幣についての指紋を隠すために銀行のATMを使って、現金を入金さらに出金した。

男性は、2019年2月1日、逮捕された。防犯カメラの映像や聞き込みから被疑者の名が上がり、鹿児島中央警察署に任意同行して、事情を聴取した結果、容疑が固まった。同時に、自宅や車を捜索した。そして、鹿児島地検に送検され、2月21日に強盗致傷罪(刑法240条)の容疑で起訴された。刑法240条は刑罰が「無期又は6年以上の懲役」となっているので、裁判員裁判の対象となった。

### 7月17日(水曜) 第1回公判(開廷)

裁判員は男性4人、女性2人。補充裁判員は女性2人。鹿児島地裁刑事部合議Aの3人の裁判官が担当した。

被告人が裁判官正面の席に着くよう言われ、まず検察官による起訴状の朗読。裁判長が黙秘権や法廷で供述したことが証拠となることなどを説明。裁判長が罪状の認否を被告人に尋ね、被告人は「間違いない」と答え、弁護人も「同様」と返した。

その後、検察官が、犯行事実については検察官と被告人の双方で争いはなく、争点は量刑をどのように考えるかにあるとして、「1 事案の概要」、「2 犯行に至った経過」、「3 犯行状況など」、「4 量刑を判断するにあたっての留意点」を冒頭陳述した。その後、検察官・弁護人双方の証拠調べ、さらに被告人質問が行われた。

### 7月18日(木曜) 第2回公判(求刑)

検察官の論告求刑：無防備で無抵抗な背後から角材で後頭部を殴る犯行は危険かつ悪質として、懲役7年を求刑した。

弁護人の最終陳述：被害者のケガの程度は軽微で、被害にあったバッグは還付され、弁償金を支払ったので被害からの回復も大部分でなされているとして、酌量減刑の上で、執行猶予付き判決が相当とした。

### 7月19日(金曜) 第3回公判(判決)

判決主文：「被告人を懲役5年に処する。未決勾留日数中90日をもその刑に算入する。訴訟費用は被告人に負担させない。」

罪となるべき事実は、公訴事実と同旨として、犯行事実を認定した。

被告人は借金・ローンの返済に苦しみ、安易に犯行を選択した。凶器となった角材は、後ろから振りおろすなどすると大怪我になる危険性のある凶器である。手袋などを準備したなど、犯行にはある程度の計画性が見られ、悪質性が高い。与えた財産被害は約36万円と高額ではあるが、全治9日間の怪我は強盗致傷の類型の中では重いものとはまでは言えない。すでに被害者に40万円を支払い、被害金も被害者に戻っている、反省しているなどの情状も考慮して、量刑を決めた。

裁判官・裁判員からの「メッセージ」として、概要、以下のように、岩田裁判長が述べた。

あなたはギャンブルに走り、浪費を重ねてしまいました。無計画な暮らしにならないように浪費をやめて、ギャンブルに頼る生活をやめてください。社会にもどったら、同じ失敗を繰り返さないようにしてください。

あなたが法廷で家族の話をした時、涙を流しているように見えました。家族に対する思いがわかりました。しかし、盗んだお金で家族を大切にしても意味はありません。この辛い思いを忘れないで、家族を大切にすることの意味をわかってほしい。

#### ■【判決134】 建造物侵入、強盗致傷、強盗、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件（男性44歳）

2018年6月26日午前3時10分ごろ、鹿屋市のコンビニエンスストア「ファミリーマート」で、男性店員に対して「金を出せ」と、包丁で脅して、現金17万9千円を奪った。

7月2日午前1時43分頃、垂水市の「ファミリーマート」で、同様のやり方で包丁をかざして、店員を脅して、現金16万6500円を奪った。

さらに、7月17日午前3時3分ごろにもう一度、同店を襲い、現金を奪った。

鹿屋署によると、男は身長170～175センチくらいで、上下とも黒っぽい服装をして目だけが見えるように顔を隠していた。店内に客はおらず、1人で勤務していた男性店員をカッターナイフを示しながら脅し、現金16万50円を奪った。

7月26日には、鹿屋市の「セブンイレブン鹿屋共栄町店」で、同様にカッターナイフを示しながら「金を出せ」と女性店員を脅し、現金を奪おうとしたところ、店員がナイフを取り上げようと抵抗したため、店員の左手に全治約10日間の切り傷を負わせた。

鹿屋市と垂水市の連続コンビニ強盗事件で、垂水市教委は2日の事件以降、市内の小中学校に児童生徒の集団登下校や保護者の送迎などを求めた（7月17日）。

鹿児島県警は、7月27日、鹿屋署に捜査本部を設置した。また、被害にあった各店の防犯カメラに映っていた被疑者とみられる男性の写真も公開した。8月31日付で県警本部長に就任した大塚尚氏が同日、就任会見を開き、重点課題として鹿屋市と垂水市で相次いだコンビニ強盗事件の解決をあげた。県警は12月21日、被害に遭った店の防犯カメラの映像を新たに公開した。垂水市のコンビニ周辺の道路上の帽子に付いた皮膚片と、鹿屋市のコンビニで犯人が店員ともみ合い負傷した際に残ったとみられる血痕のDNA型が一致したことから同一犯の可能性が高いとした。

最初の事件から約7ヶ月後の2019年1月18日、防犯カメラの映像の解析や聞き込み捜査などから男性が容疑者に浮上し、朝、自宅で任意同行を求めた。鹿児島県警は、鹿屋市での7月26日事件について、男性を建造物侵入と強盗致傷の両容疑で逮捕した。容疑を認めたとの報道がなされた。

鹿児島県警は2月11日、垂水市で起きた7月2日と7月17日の2つの事件について、強盗致傷罪などで既に起訴されていた被告人を建造物侵入と強盗容疑で再逮捕した。

3月4日、鹿児島地検は、7月26日の強盗致傷容疑事件の起訴に続けて、2018年7月2日と7月17日の2つの事件について、強盗などの罪で追起訴した。認否を明らかにしていないと報道された。

3月14日、2018年6月26日の最初の事件について、県警は被告人を、強盗容疑などで鹿児島地検鹿屋支部に書類送検（追送検）し、3月29日、鹿児島地検は、

強盗罪などで追起訴した。被告人は合わせて4件のコンビニ強盗について起訴された。

### 7月29日（月曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。鹿児島地裁刑事部合議Bの3人の裁判官が担当した。

検察官の起訴状朗読の後、被告人は4件のコンビニ強盗について公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述の要旨：被告人はパチンコや飲酒代で借金がかさみ、コンビニ強盗で現金を手に入れようと考えた。

弁護人の主張の要旨：負傷した店員の怪我は軽く、凶器はカッターナイフで危険性は低い。

### 7月30日（火曜） 第2回公判（求刑）

検察官の論告求刑の要旨：被告人は短期間に強盗を繰り返しており、常習的で計画的な犯行だとして、懲役8年を求刑した。

弁護人の主張の要旨：動機となった借金問題は解決の見通しで、再犯の恐れは低いとして寛大な判決を求めた。

### 7月31日（水曜） 第3回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役8年に処する。未決勾留日数中100日をその刑に算入する。訴訟費用は被告人の負担とする。」

量刑について、裁判長は以下のように述べた。

本件は4件の連続したコンビニ強盗であり、手慣れた犯行。警察の捜査が進行中であることを知りながら同じ店に押し入るなど、大胆な犯行であり、罪悪感の乏しさを示している。包丁の危険性は明らかであり、カッターナイフも刃を向ければ危険な凶器となりうる。被告人に店員を傷つける意思はなかったとはいえ、負傷させる恐れは十分にあった。凶器を準備したり、人の少ない深夜の時間に犯行を行うなど犯行に計画性があった。コンビニの店員にとって苦痛は大きく、犯行の結果も重大である。借金から金に困り、ギャンブルや飲酒で

使いこんでしまい犯行に及んだ動機に酌むべき事情はない。

裁判官・裁判員からの「メッセージ」を、岩田裁判長が読んだ。

これだけ大変なことをしてしまったが、二度としないと心に誓ってほしい。あなたは法廷で反省の言葉を述べたが、反省の気持ちを信じている。社会に戻ったら反省を忘れないで、しっかり生活してほしい。あなたはギャンブルや飲酒で浪費してしまったが、犯行の後、浪費を我慢できたのだから、今後とも浪費しないことを固く誓ってほしい。家族に迷惑をかけたことを忘れないでほしい。両親を助けながら、更生の道を求めて行ってほしい。

本件では、他の事案では珍しく、訴訟費用が被告人の負担と判決されたが、裁判長は、控訴の手續について説明する中で、訴訟費用負担の免除の制度もあるので、弁護士と相談してほしいと述べた。

#### ■【判決135】 現住建造物等放火事件（男性・39歳）

男性（犯行当時・38歳）は、2018年7月20日夜、鹿児島市内の賃貸アパートの自室で寝ていたところ、午前3時10分頃、階下から壁を打つ音がしたと感じて目が覚めた。イライラしてタバコを吸った。そして自室にあったゴミ袋にタバコを放り投げたが燃えなかったため、ライターでチラシに火をつけ、ゴミ袋に投げ込み、制汗スプレイを放射した。そして、火がついたのを見て、やけ死ぬことが怖くなり、午前3時29分、警察に110番通報した。3時40分頃、警察官が駆けつけ、消火した。部屋は、0.41㎡が焼失した。

男性は、午前3時57分、路上にいるところを警察官に職務質問され、放火に使用したライターを任意提出した。

男性は、11月5日に現住建造物等放火罪の容疑で起訴された。

#### 9月10日（火曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。鹿児島地裁刑事部合議Aの3人の裁判官が担当した。

検察官の起訴状朗読の後、被告人は、公訴事実について「間違いない」と認め、弁護人も「同じ意見である」とした。

検察官の冒頭陳述：事件の概要を述べた上で、公訴事実には争いはなく、争点は量刑にある。量刑について、被告人の犯行態様は、タバコをゴミ袋に投げ入れたあと、さらにライターで火をつけたチラシを投げ込むなど執拗かつ危険な行為であった。被告人の居住する共同住宅は61室あり、50室に51人が入居し、犯行当時、19人が在宅していた。もし消火が遅れていたら、延焼の可能性もあり、入居者等の生命が脅かされた危険性があった。動機に酌量の余地はなく、貸主である被害者は厳罰を望んでいる。被告人は前科9犯を重ね、規範意識が不足している。

弁護人の冒頭陳述：被告人は控訴事実を認め、現住建造物等放火罪に該当することを争ってはいない。争点は量刑にあるが、まず被告人には法律上の減刑事由として、自ら犯行を通報した。この行為は刑法40条1項に規定する自首に該当する。酌量による減刑事由に当たる犯情事実としては、被告人は2007年から精神疾患に罹患し、37回も入退院を繰り返していた。被告人は幼児期からの発育において愛情欠如の状態に置かれていた。犯行当日も騒音に悩まされたとして本犯行に及んだのであるが、音がしたとする階下の居室の住人は不在であって、幻聴の可能性が高く、また本人は精神疾患から行動抑制能力が低いことが認められる。延焼被害は発生しなかった。また放火もガソリンや灯油といった危険なものをまいて放火したのではなくゴミ袋に放火しただけである。犯行は、幻聴に触発された偶発的な事件と言える。建物の損害も借家契約した際の連帯保証人が代わってすでに負担している。一般的情状としても犯行については反省しているし、更生に向けての援助の申し出も就労施設からなされている。

## 9月11日（水曜） 第2回公判

被告人に対する尋問。精神鑑定を担当した医師に対する証人尋問。

## 9月12日（木曜） 第3回公判（求刑）

検察官は、懲役7年を求刑した。犯行時、建物には少なくとも19人が在宅しており、午前3時頃の深夜の就寝時間帯に放火したことを考えれば、多数の命

が脅かされる危険があった、と論告した。一方、弁護人は、犯行直後の自首、精神疾患の影響を十分考慮すべきとして寛大な判決を求めた。

### 9月13日（金曜） 第4回公判（判決）

裁判員を見ていたら、1人の男性裁判員が辞任したらしく交代し、女性の補充裁判員が裁判員席に着いた。

判決主文：「被告人を懲役4年6月に処する。未決勾留日数中180日をもその刑に算入する。訴訟費用は被告人に負担させない。」

犯行の認定事実については、ほぼ検察官の起訴状通りだった。

量刑について、裁判長は以下のように述べた。被告人の放火の意思は固く、燃え広がる可能性もあった。そうなれば当該共同住宅に居住していた住人に危険が及び、延焼する危険性もあった。消失した部分は大規模で被害は小さく、自首したこと、修繕費が別の人から支払われていることを考慮しても、同種の放火事件では中程度の犯罪といえる部類に当たる。放火の動機は短絡的・身勝手であり、被告人には精神疾患から自分の行動を抑制する力が低いとはいえ、精神的疾患を被告人に有利に考慮するとしても限度がある。被告人は短期間に前科として9つの犯罪をおかし、規範意識に欠けている。同情はできるが、更生を期待することはできない。

裁判官・裁判員からの「メッセージ」を、岩田裁判長が読んだ。

あなたはイライラを抑え込もうとして放火をしてしまったが、火災は他の住人にとってとても危険です。二度と放火はしないと誓ってください。イライラを解決するには、放火は失敗方法だったことを知ってください。イライラから自分を落ち着かせる方法を見つけてください。これからの人生、辛いこともあると思いますが、人生の目的をしっかりと見つめて、辛いことを乗り越えていってください。

### ■【判決136】 強制わいせつ致傷・住居侵入・窃盗事件（男性・23歳）

2019年4月26日午前7時15分頃、鹿児島県内で、男性は通学途上の女子中学



生を車に押し込み、近くの集会所まで行き、その建物の中に連れ込み、両手で首を絞めるなどした上で、ガラス片のような物で頭部を数回殴打して、50針を縫う全治10日間の傷を負わせ、着衣をめくって乳房を触り、下着の中に手をいれ性器に触った。市道付近に生徒のカバンや果物ナイフが落ちており、運転席のドアが開いたままの軽自動車が停めてあるのをおかしく思った市民が近くの建物の裏に回ると、男性が生徒を襲っていた。大声で怒鳴ると、男性は停めてあった車に乗り込んで逃走した。

男性はこの犯行後、同じ日に、下着を盗む目的で過去に侵入したことのある熊本県水俣市に民家に無断で侵入し、次の機会に下着を盗もうと家に残されていた鍵1本を盗んだ。

4月26日午後、鹿児島県警は、熊本県内で男性に任意同行を求め、事情を聞いていたが、容疑を認めたため、夜、逮捕した。

5月17日、男性は強制わいせつ致傷・住居侵入・窃盗の容疑で起訴された。

### 10月9日（水曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。補充裁判員は男女それぞれ1人ずつ。鹿児島地裁刑事部合議Aの3人の裁判官が担当した。

検察官が起訴状を朗読。それに対して、被告人は公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述：被告人は犯行前夜に女性の体に触れたいと考え、1週間ほど前に偶然見かけた女子生徒のことを思い出し、果物ナイフ等を準備し、襲おうと計画した。車はエンジンをかけたまま、ドアも開けたままにしておき、車に即座に連れ込み、どこかに連れて行こうと計画し、犯行に及んだ。被告人は、準強制わいせつ未遂の罪で、同年3月19日執行猶予付きの有罪判決を受けたばかりで、保護観察所で性犯罪の再犯防止プログラムを受講中だった。

弁護人の冒頭陳述の後、証拠調べ、証人尋問、被告人質問が行われた。被告人は、女性の体を触るとストレス解消になると述べた。

### 10月10日（木曜） 第2回公判（求刑）

検察官の論告求刑：公訴事実について争いはなく、争点は量刑をいかにすべきかということである。量刑をいかにすべきかを考えるために、①犯行態様の

悪質の程度、②犯行の結果損害、③犯行の計画性、④性犯罪志向の強さ、を検討すべきとして、それぞれをのべた。動機についても酌むべき理由がない。

量刑については、執行猶予中の被告人が犯したわいせつ犯罪については懲役5年が一番多いが、今回の事案はその中間より重い事案であり、窃盗も考慮すると、懲役7年が相当とした。

弁護人の最終弁論：公訴事実について争いはなく、量刑が争点である。被告人はお金に困っていたストレスを解消するために、胸を触る、下着を見るなどの犯行に及んだ。ナイフで脅せば犯行できるという稚拙な計画だった。執行猶予の意味がわかっていなかった。被告人は知的レベルが低く、自己統制力が低い。ストレス解消のための性犯罪であり、被告人は思いとどまることが困難な傾向があり、適切な教育・治療が必要である。ナイフは脅すためだけに使い、傷つけることまで考えてはいなかった。被害結果も重大なものとはまでは言えない。被告人は十分に反省し、なぜ再び犯罪を行ったのか、今後どうすれば良いのか懸命に考えている。更生の意欲もあり、母親もそれを支援している。寛大な判決をしていただけるように求めます。

最後に被告人が最終の陳述を行った。「申し訳ない。こんなことをしなければ、女性に迷惑や心の傷をつけずにすんだ。今後どうしていくのか、自分の将来を刑務所で考えたい。」と述べた。

### 10月11日（金曜） 第3回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役8年に処する。未決勾留日数中80日をその刑に算入する。訴訟費用は被告人に負担させない。」

犯行事実については検察官の起訴状通りだった。量刑について、求刑の懲役7年を上回る8年の懲役だった。鹿児島地裁の裁判員裁判で初めて求刑を超える有罪判決だった。

裁判長は、懲役8年の量刑にした理由を、以下のように述べた。

①以前に見かけた女性を襲うことを前夜に決意し、凶器を準備するなど計画性のある犯行と言える。②傷が骨に達するほどの傷であり、結果は重く、犯行は危険かつ執拗なもので、被害者は発育途上の女性であり、与えた損害はかなり重大で悪質である。③被告人は前に下着を盗んだ同じ家に侵入し、留守

中、1時間半居座り、また盗みに入ることを考えて鍵を盗んだ。その性犯罪の傾向は根深いものがある。④ストレスが原因とする主張には同情なし。⑤知的遅れが理由だとすると計画的な犯行を説明できない。⑥保護観察所で性犯罪再犯防止プログラムを受けたという事実は有利なものとはならない。⑦今回の犯行はかなり重い部類のものに当たり、被告人の内省は深まっていない。

裁判官・裁判員からの「メッセージ」を、岩田裁判長が読んだ。

あなたが予想したより重い刑になったと思っています。今回の事件についてあなたが反省していることを疑っているわけではありません。しかし、少年院への収容、前回の執行猶予の判決、あなたは反省の機会があったにもかかわらず、その機会を生かすことができなかった。

長い刑務所生活になるとと思いますが、刑務所で指導をうける機会もあるので、被害者の受けた心の傷、損害について理解を深めてください。他人を思いやれる人に生まれ変わってほしい。

## ■【判決137】 現住建造物等放火・殺人事件（女性・46歳）

2015年5月20日午後3時50分ごろ、鹿児島市内の自宅1階居間にガソリンが主成分の混合油を撒いて、ライターで火をつけ、木造2階建て住居の一部を焼失させた。火災は近所の人からの119番通報で発覚した。自宅には発達障害のある次男（当時6歳・小学1年）が学校から戻ってきており、火災で焼死した。火災の際は同居する他の子どもらは外出中で、けがはなかった。女性はその際、手や足に大火傷を負い、2019年10月30日の開廷時まで市内の病院に入院していた。

事件から3年半ほど経過した2019年1月31日付けで、現住建造物等放火と殺人の罪で起訴された。

## 10月30日（水曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は男性3人、女性3人。補充裁判員は男女それぞれ1人ずつ。鹿児島地裁刑事部合議Aの3人の裁判官が担当した。

検察官が起訴状を朗読。

起訴内容に対して、被告人は「無理心中というところは違う」と公訴事実を一部否認した。被告人は火傷により入院しているため、入院中の寝巻き姿に上着を羽織って車椅子に乗って入廷した。

検察官の冒頭陳述：被告人は1996年ごろから精神科病院への入退院・通院を繰り返し、以前から自殺願望があった。犯行当日、パチンコに負けた負い目から自殺を決意した。一人で死ぬことが怖くなり、発達障害のある次男を残すことが家族の負担になると考えて、次男と無理心中しようとした。

弁護人の冒頭陳述：被告人の犯行は、22歳の時発症した統合失調症感情障害に起因する行為としか考えられない。火を付ける前、そこに次男がいることを認識していたか不明である。

その後、証拠調べが行われた。検察官は統合捜査記録等を証拠提出した他、元夫の供述調書を証拠として提出した。

弁護人は被告人の学生時代を知る教師の供述記録を証拠として提出した。そこには、被告人が、鹿児島市内の公立高校では数学等に興味を持った優秀な生徒であり、短大でも成績は優が大多数で優秀だったことが述べられた。証拠提出された彼女の入退院記録によると、会社に勤務中、不倫関係になり、妊娠中絶を余儀なくされたこと、その1992年あたりから精神をやみ、入退院を繰り返すようになった。

裁判の争点は、被告人に次男を殺害する意思があったのかどうか、そして精神的な疾患により刑事責任能力があるのかどうかという点にある。

## 10月31日（木曜） 第2回公判

被告人尋問：これまで4、5回自殺しようとしたことがある。突発的に死のうという感情になった。次男のことを考える時間はなかった。衝動的に油を撒いた。次男を巻き込むかなとは思ったが、火を付けたとき、道連れにする明確な気持ちはなかった。次男と一緒に玄関近くまで行き、『逃げたかったら逃げなさい』と言ったら、台所の方に入って行った。（弁護人の『次男を追いかけたのか』と質問されて）子どもを助けるためにとっさに動くような経験はしたことがない。

### 11月1日（金曜） 第3回公判

証人尋問：精神鑑定をした医師は、犯行には統合失調感情障害による意欲の減退や忍耐力の低下が影響しているが、被告人なりに論理的に考えて犯行に及んでいる。犯行時、善悪を判断する能力が著しく障害されていたとまでは言えない、と語った。

証人に立った被告人の長女（20歳）は、母が薬を飲めていないということは聞いていた。服薬を含めて、家族でもっとサポートできれば良かった、と語った。

### 11月5日（火曜） 第4回公判（求刑）

検察官の求刑：被告人には明確な殺意が認められる。被告人は家に次男がいたことを知っていた。被害者の遺体から炭化水素が検出されたことから被告人がまいた混合油を吸入していて、居間にいたことが認められる。居間は9畳半ほどの広さしかなく、次男に気がつかないはずはない。被告人はライターで着火したが、次男が死ぬことが高いことを知っていた。駆けつけた消防官に次男の救出を求めることもなかった。被告人は借金を抱え、発達障害をもつ次男の将来に不安に思い、心中しようと考えたとしても無理はない。捜査段階の供述では、被告人は「一人では死ねない」「次男を残すとかわいそうだ」と述べて、次男を道連れにする考えがあったと話していた。公判廷では一転して、被告人は次男を殺害する考えはなかったと否定したが、その証言は信用できない。被告人は次男の声を聞いて助けようと家の中に戻ったと話したが、この証言は事実と異なり不自然である。公判廷で違ったことを言ったのは、証言した医師によれば「罪悪感による記憶の変化」である。

被告人の精神障害を理由にして責任能力がないとは言えない。被告人は犯行時ふだんと変わらない生活を続けており、犯行の1週間前に診断した医師の証言によれば、被告人は落ち着いていて、障害の程度は人格を大きく支配されるような程度ではなく、大したことはなかった。現実逃避のため自殺を決意したが、精神障害の犯行への影響は限定的なものであり、直接の影響を与えていたとは言えない。可燃性の強い混合油をまくなど、犯行は極めて合理的な行動で、善悪を判断する能力があり、責任能力はあったというべきである。

被告人の犯行は悪質かつ危険なものであり、被害者は焼死し、その肉体的損害は大きい。元夫ほか遺族の受けた精神的損害も大きい。被告人の犯行は身勝手に情状酌量の余地が全くない。したがって、被告人の犯行は、無理心中事件の中でも重い部類に当たり、懲役12年の刑罰を求める。

弁護人の最終弁論：被告人には殺意はなかった。火災の直後、被告人は医師に「子どもが帰ってくるまでに火をつけようと思っている」と述べていた。事件の当時、被告人の病状は今より重かった。事故直後の被告人の気持ちを医師に伝えたものと考えられる。次男が帰宅したのは学校から帰宅途中の次男を近所の人が見かけたのが午後3時45分頃だったことから、帰宅したのは午後3時46、47分ごろと思われる。近隣の人が煙に気づいたのが3時49分とされているので、被告人が放火したのは、3時47分頃で、放火と次男の帰宅時間が同時だった可能性もある。火をつけようとしたとき、予想に反して、本来いないと思っていた次男がいた。しかし、病気のため、その状況を理解できず、火をつけてしまった。被告人は消防士に「玄関あたりに水をかけてほしい」と言っている。被告人は次男が玄関あたりにいると思っていた。

「次男と一緒に死ねると思った」という捜査段階での自白は信用できない。被告人はこれまでも自殺未遂を繰り返しているが、そのときには次男を道連れにしようとはしなかった。長男も一緒に帰ってきたら、どうするのか。

被告人は事件後2ヶ月意識不明となり、幻覚・妄想が今も続き、病気の影響で「火災の中、家に戻って、次男をコタツに入れた」などと、およそありえない話を消防士にしている。被告人には殺意は認められない。

被告人に責任能力はない。被告人は1996年に発症して以来、10回以上の入院を繰り返してきた。服薬が不十分であり、夫からの精神的虐待もあって、悪化した。被告人は精神的に陽性症状と陰性症状を繰り返し、陽性症状のさいはタレントとの交際などの妄想を繰り返し、陰性症状となると1日中寝ている引きこもり状態となる。現実を逃避しようと自殺願望を繰り返した。事件当時、善悪の判断ができる状態にはなかったと考えられる。行動制御能力はなく、心神耗弱の状態にあった。

したがって、殺人については無罪。現住建造物放火罪については懲役3年、執行猶予2年が相当である。

最後に、被告人が証言席に立った。裁判長から「何か言いたいことがありますか」と問われて、ボソボソと小声で何か言ったのはわかったが、私にはその言葉がわからなかった。

### 11月8日（金曜） 第5回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役6年に処する。訴訟費用は被告人に負担させない。」

判決はまず「犯行に至った経緯」を述べた後、被告人に殺意があったのかどうか、そして、責任能力があったと認められるのか、の争点について、説明した。

第1 殺意について。自身の自殺に次男が巻き込まれて死亡してもやむを得ないと被告人は思っていたもので、放火に及んだ経緯からして殺意はあったと認められる。被害者である次男の遺体からは混合油の成分であるガソリンが検出されており、被害者は居間にいたと思われる。点火した際、被告人は次男が居間にいることに気づかないはずはなく、認識していた。供述でもそう述べている。したがって、被害者・次男が死亡するかもしれない危険性があることを認識していた。「次男は玄関あたりにいると思っていた。」という被告人の供述は信用できず、採用できない。

「次男と無理心中しようとした」とする捜査段階の供述は不自然で、採用できない。無理心中しようとしたとまでは言えず、巻き込まれても止むを得ないとする殺意だった。積極的に次男を殺すという意図までは認められない。

第2 責任能力について。診療・鑑定にあたった医師の証言は信用性がある。犯行当時、被告人の統合失調感情障害は軽度にとどまり、うつ症状にはなかった。長年罹患して、些細なストレスから自殺願望になり、忍耐力の低下から放火に至ったものであるが、犯行時の被告人の意思決定に統合失調感情障害が影響を与えていたと言えず、忍耐力の低下の原因は主に人格によるもので、統合失調感情障害の影響は限定的なものであった。したがって、責任能力が心神耗弱にまで至っていたとは言えない。

第3 量刑について。突発的、偶発的犯行であったが、次男の死亡という犯行結果は重い。子どもを巻き込んでやむを得ないという殺意が認められる。種々のストレスから現実逃避的に自殺を決意したもので、その動機は身勝手なものである。一方、疾患に長年苦しんで、生きる意欲が減退し、周囲の理解も

不足していたことなど情状酌量する点もあり、この量刑の判断に至った。

裁判官・裁判員からの「メッセージ」を、岩田裁判長が読んだ。

今回のあなたの行為により息子さんの命が奪われ、家族の生活にも影響が及んだ。あなたは病気に苦しんでいたが、損害を与えた結果をしっかりと受け止めてほしい。なぜこのような間違いを犯したのか、病気の治癒を忘れてしまったのはどうしてなのかをよく考え、治療にしっかり取り組んでほしい。看護師になる勉強をしている娘さんはあなたを世話をすると知っている。娘さんや他の人の力を借りて、やり直されることを祈っています。

争点とされた殺意の有無については、結局、放火したその場に次男がいたとして「子どもを巻き込んでもやむを得ない」と考えたというように事実認定して、積極的なものではないが殺意があったと認定した。したがって、殺人罪が適用され、弁護人の無罪主張は退けられた。ただし、捜査段階での被告人の供述に従った「無理心中を図った」とする検察官の主張は退けた。

責任能力の有無については、主に医師の証言を元に、弁護人が主張した心神耗弱、それゆえに責任能力の軽減を認めなかった。

殺意の有無、責任能力の有無、どちらの争点をとっても裁判員には難しい判断が迫られたのではないかと想像する。犯行時に、本当に「子どもを巻き込んでもやむを得ない」と判断したのかどうか、また、それができる精神状態にあったのか、疑わしいとは思えるが、明確にはわからない。

裁判員にとって、責任能力の有無を判断することが難しいことはこれまでも指摘されてきた。静岡地裁での裁判員裁判（母親と弟を自宅で刺して失血死させた殺人事件）で、弁護人は自閉症に罹患し、さらに持病も悪化しており、責任能力が著しく低下して心神耗弱の状態だったと主張したのに対して、検察官は完全責任能力があったとして求刑22年を主張した。判決は「自閉症が適切に治療されず、責任能力がある程度低下していたが、心神耗弱でないのは明らか」として懲役18年を言い渡した。閉廷後に会見した裁判員は、補充裁判員を含む8人全員が「心神耗弱を判断する度合いが難しかった」と述べている（2012年6月28日朝日新聞・静岡県版）。専門家からは、統合失調症やうつ病などの



医学上の概念を心神耗弱という法律上の概念に当てはめて裁判員が量刑を導き出すのは困難な作業ではないかという指摘もなされている。裁判員にとって、医学上及び法律上の専門的知識を理解する時間は限られており、裁判員に対し裁判官がどこまで説明できているか、鑑定医の書面だけで人間の精神状態を判断できるのかという疑問も投げかけられている。そうなると、裁判員が鑑定医の見解に従いやすい傾向が出てくるのかもしれない。事実、今回の判決でも静岡地裁の判決でも、鑑定医の診断意見が判決理由に採用され、心神耗弱は認められず、完全責任能力があるとされた。

弁護人に聞いたところ、控訴をすすめたが、被告人は控訴しなかったとのことだった。

#### ■【判決138】 傷害致死事件（男性・67歳）

始良市内で、妻を介護していた男性は、妻が思うように食事しないことに腹を立てて、2019年7月16日午後6時すぎ、及び翌日の17日午前7時過ぎに、妻の寝室で、妻の顔を平手で叩いた。妻は、この暴行の結果、顔面打撲の傷害をおい、脳障害を併発して、死亡した。

男性は、8月9日、傷害致死の容疑で起訴された。

#### 12月9日（月曜） 第1回公判（開廷）

6人の裁判員は全員女性。補充裁判員2人も女性。裁判官は鹿児島地裁刑事部合議Aの3人が担当した。

検察官の起訴状朗読の後、被告人は、公訴事実について「間違いありません」と認め、弁護人も「同じ意見である」とした。

検察官の冒頭陳述：妻が思うように食事を取らないことに腹を立て、犯行に及んだ。2012年ごろから暴力を振るっていた。

弁護人の冒頭陳述：1人での介護のストレスから思わず手をあげてしまうことがあった。妻の変わりようにも心を痛めていた。

その後、証拠調べ、証人尋問（介護ケアマネージャー）が行われた。

## 12月10日（火曜） 第2回公判

証人尋問（診断した医師）、そして被告人質問が行われた。

## 12月11日（水曜） 第3回公判（求刑）

検察官の論告求刑：被告人の犯行は、頭という体の中でも重要な部分を、手がしびれるような強さで複数回叩いた危険な犯行で、それが起因して被害者は死亡した。介護の負担があったというだけで許されるものではない。懲役5年を求刑する。

弁護人の最終弁論：他の傷害致死事件と比べて、暴行が特に悪質とは言えないとして、執行猶予をつけることが相当である。

## 12月12日（木曜） 第4回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役3年に処する。ただし5年間、その刑の執行を猶予する。訴訟費用は被告人に負担させない。」執行猶予付きの判決となった。

判決はまず「犯行の事実」を述べた後、争点について述べた。争点は量刑である。被告人は妻に対して長期間にわたって暴行を加えていた。犯行は悪質だが、凶器を用いず、平手で顔面を叩いた犯行で、傷害致死の同種の犯行事案のうちでは軽い部類に属すると考えられること、被害者の脳は脳梗塞の影響で萎縮していて、血が固まりにくい薬を常用していたことから、頭部に衝撃があった場合、血管が切れやすく、暴行態様に比べて重い被害結果が発生してしまった可能性もないとはいえないこと、9年半にわたり被害者を介護してきたストレスや、被害者の排便の世話に悩まされるなどして、本件犯行に至った点には同情の余地があること、本人が深く反省していることなど、執行猶予をつけた理由を説明した。

その判決の後で、執行猶予中に再び犯罪を犯せば、執行猶予が取り消されることや、被告人に前科がついたことは変わらないので、ふたたび犯行をしないようにと、執行猶予の仕組みについて説明した。

そして裁判官・裁判員からの「メッセージ」を岩田裁判長が読んだ。

あなたはこれまで介護のストレスや苦労が大きかったが、何回も妻に暴力行

為を加え、ケアマネージャーからも注意されたことがあったが、どう解決したらいいのか真剣に考えてこなかった。介護の負担を減らすことを考えていれば、こんな結果にはならなかった。息子さんが言っていたように、自分の責任ばかりを重く感じ取らないで、他人に頼ることも必要です。今後、一人暮らしをすることになるが、自暴自棄にならず、他人に頼りながら、自分としてしっかりした生活を送ってほしい。

被告人は、裁判長の閉廷の声を聞いて、「ありがとうございました」と、被告人席で頭を垂れた。

### ■【判決139】 殺人事件（男性・21歳）

2018年11月20日午前9時50分ごろ、鹿児島県長島町で、「伯母が血を流して倒れている」との110番通報が、その家に住む男性（被害者の甥）からあった。消防が駆けつけると、女性（当時60歳）が屋内で心肺停止の状態で見つかり、約4時間後に死亡が確認された。死亡していたのは、その家に住む女性（当時、入院中で不在）の姉で、東京から帰省し、その家に泊まっていた。警察は「捜査に支障がある」として、遺体の外傷や争った形跡の有無などについては、この日は明らかにしなかった。

翌21日未明、阿久根警察署は、殺人の疑いで、通報した甥を逮捕した。逮捕容疑は、19日から20日の間に、自宅で女性を刃物のようなもので十数回刺して殺害したという内容だった。死因は失血死。事件後、警察は、参考人として甥から事情を聞いていたが、「伯母から、定職につかないことや生活態度について小言を言われ腹が立ち、刃物で刺した」と容疑を認めたため、逮捕した。凶器は熊本県内の海に捨てたと供述しているが見つからない。

男性は、関西から引っ越してきて、2015年から町役場の臨時職員（介護環境課で海岸清掃などを行っていた。）、2017年12月から町内の土木会社でアルバイトをしていたが、いずれも休みがちになり、数ヶ月で退職していた。

11月22日、阿久根警察署は、男性を鹿児島地検に送検した。

12月11日、鹿児島地検は、男性を12月7日から約3カ月の間、刑事責任能力の有無を判断するために病院などで医師などが精神鑑定する鑑定留置の処置を

とったことを明らかにした。

2019年3月8日、鹿児島地検は、鑑定留置の結果、刑事責任能力があると判断して、男性を殺人罪で起訴した。

地元の南日本新聞では、被害者の殺害から男性の逮捕まで大きく取り扱った事件だった。

### 12月18日（水曜） 第1回公判（開廷）

裁判員は女性5人、男性1人。補充裁判員2人も女性。裁判官は鹿児島地裁刑事部合議Bの3人が担当した。

検察官の起訴状朗読の後、被告人は、公訴事実について「間違いない」と公訴事実を認めた。

検察官の冒頭陳述：被告人は、就職しないで生活保護を受給していることなど自分の生活態度への不満を伯母が入院中の母親に話していることを母親から聞き、伯母への怒りが抑えられなくなり、犯行に及んだ。

弁護人の冒頭陳述：被告人は親族との関係が希薄で、軽度の知的な障害があるなど精神的な未熟さも犯行に影響している。

### 12月19日（木曜） 第2回公判

被告人質問が行われた。質疑を聞く限り、被告人はボソボソと小さな声で話し、やや知的な障害があるのではないかがわれた。裁判員からの「大変なことをしたという罪の意識はなかったか」という質問には「なかった」と答え、「あなたにとってお母さんが大事だったように、なくなった伯母さんにも息子さんがいて、大事なお母さんでした。その息子さんに対する気持ちは」と聞かれて、「申し訳ないという気持ちでいっぱいだ」と答えた。

### 12月20日（金曜） 第3回公判（求刑）

検察官の論告求刑：伯母を確実に殺害するために、寝ていることを確認し、殺傷能力の高い包丁を凶器に選んだ。自らの生活態度を棚上げて身勝手に怒りを募らせ、短絡的に犯行に及んだ。懲役18年を求刑する。

弁護士の最終弁論：計画性はなく、衝動的な犯行だった。精神的な未熟さ、

叔母との希薄な関係性が相まって不幸にもおきた事件であり、情状酌量が望まれる。

### 12月23日（月曜） 第4回公判（判決）

判決主文：「被告人を懲役16年に処する。未決勾留日数中、220日を刑に算入する。訴訟費用は被告人に負担させない。」

判決は、まず被告人の生い立ちについて言及した。被告人は両親の離婚の後、母親に育てられたが、不登校や反社会的な行動に走った。長島町に母子で転居してきたが、その後も、就職・退職を繰り返した。被害者である伯母は、被告人が仕事にもつかないで、生活保護を受けていることを、被告人に繰り返し注意した。また入院中の被告人の母親にも被告人に対する不満を強く述べたので、母親が悲しんだ。その姿を被告人は見て、怒りを覚えた。カラオケに行つて気分を晴らそうとしたが、おさまらず、犯行を決意した。

被害者が寝ているところに心臓めがけて包丁を刺した。被害者が立ち上がったところを再び刺し、倒れたところで再び刺すなど、極めて残酷な犯行である。被害者の遺族の処罰感情も強い。犯行に計画性はさほどないが、殺害しようとする決意は強く、弁護人のというような衝動的な犯行とは言えない。

被告人は他人との意思疎通が苦手で、被害者に理解されていないと感じていたが、それを他の人に伝えることができず、犯行に至ったもので、若干の同情の余地がないとはいえないが、犯行の態様などから前科のない者が単独犯行で1人を殺害した事例の中ではやや重い部類に当たる、と判断した。

裁判官・裁判員からの「メッセージ」を岩田裁判長が読んだ。

あなたは伯母さんから注意を受けたことに反発して犯行に及んだが、自分の生活について改善すべき点を指摘されたとき、自分の言いたいことを理解してもらえるようにもっと努力すべきだったと思います。伯母さんに伝えるべきことを伝えることができなかつた。お世話になっている社会福祉サービスの方に頼んで伝えてもらうこともできたのではないかと。そういう努力を最初からあきらめてしまったことが残念です。これから長い刑務所生活になり、指導をうけることも多くあるでしょうが、そんなとき、自分の考えを理解してもらえるよ

うな姿勢をとることが重要だと思います。あなたがお母さんのことをひどく言われ、お母さんを守ろうとした気持ちはわかりますが、そういう存在はお母さんだけではありません。他人との関わりを持って、周囲の人を悲しませることのないように、あきらめることなく、更生に取り組んでほしい。

## 二 2019年の裁判員裁判の特徴

### (1) 全体的な特徴

2019年に鹿児島地裁で開かれた裁判員裁判は12件であった。2010年は15件、2011年は19件、2012年は19件、2013年は11件、2014年は14件、2015年は16件、2016年は11件、2017年10件、2018年9件と続いてきたが、昨年よりわずかだが増加した。

裁判員裁判制度が開始されてから累計で139件159人の被告人が鹿児島地裁で裁かれたことになる。2019年の12件について罪名別にみると、殺人4件、傷害致死2件、強盗致傷2件、現住建造物放火3件、強制わいせつ致傷1件だった（殺人と現住建造物放火の併合罪【判決137】では、より重い刑罰の殺人罪に数えた）。

### (2) 否認事件

裁判員裁判が冤罪、つまり誤った裁判になってしまう危険性を見抜くためにも否認事件に注目してきた。2019年の裁判員裁判における否認事件は5件だった。被告人が殺人罪の成立については争わないが殺意の強さについて争ったのが【判決128】。傷害致死事件について自分の暴行が原因で死亡したとは思わないとして争ったのが【判決129】。被告人が住居侵入は認めたものの、放火については否認して争った裁判が【判決131】。被告人が殺害は認めたものの、頼まれて殺害した犯行（嘱託殺人）であるとして争った裁判が【判決132】。放火で子どもが死亡し「無理心中を図った」として起訴された被告人が殺意はもっていなかったと主張した裁判が【判決137】。

【判決132】は、依頼があったのかどうか、当事者間でしかわからない事案であり、【判決137】は、放火した際に、被告人がどのような意図を持っていたの

か、他からはなかなかわからない事案であって、裁判員による審議も難しいのではないかと予想したが、いずれも被告人側の主張を否定して有罪判決がでた。

【判決132】は、被告人が福岡高裁宮崎支部に控訴したが、やはり控訴棄却の有罪判決がでた。【判決137】は、犯行が2015年で起訴されたのが2019年と、刑事事件としては異例の期間を要した。被告人が長期間に渡って意識が戻らず入院しており、精神疾患もあり、身体も不自由（法廷には病院から車椅子に乗って通っていた）という特別な事情があった。精神鑑定した医師の証言が決め手となって、被告人の責任能力が肯定され、なくなった子どもに気がつかなかったはずはないからとして殺人罪となった。控訴はされなかった。

### (3) 量刑

2019年の裁判員裁判12件のうち、2件が執行猶予付き判決であった。残り10件の有罪判決の量刑について、判決が言い渡した懲役期間と求刑の懲役期間とを比較してみると、83.6%となる。ちなみに2012年は71.8%、2013年は69. %、2014年は78.4%、2015年は82.0%、2016年は81.8%、2017年は76.6%、2018年は81.5%だった。やや重く処罰する傾向が見られた。

2019年の裁判員裁判で特筆すべきだったのは【判決136】で、検察官の求刑7年を上回る懲役8年の刑を科した。鹿児島地裁で初めてのケースであった。性犯罪に関する事案であり、被告人は、別の準強制わいせつ未遂罪など2019年3月に執行猶予付き有罪判決を受け、保護観察所で性犯罪の再犯防止プログラムを受講中だった。被告人は被告人質問では「女性の体を触るとストレス解消になる」と述べていた。裁判後の記者会見で、性犯罪の再犯防止プログラムの効果に疑問を投げかける発言や「何回も同じことを繰り返していて変わらないと思った」などの発言が裁判員から出されていた（2019年10月12日南日本新聞）。性犯罪に対して厳しい量刑を出すのが裁判員裁判の一般的な傾向ではないかとこれまで指摘してきたが、そういう傾向がこの【判決136】に見られた。

「求刑どおり」の判決が2件（【判決129】、【判決134】）。【判決129】は知人を殴り死亡させた事件。否認事件だったが、別の傷害事件も起こしており、その辺りが裁判員には厳しくみられたのかもしれない。【判決134】は鹿屋市と垂水市の連続コンビニ強盗事件である。4回に及ぶ連続犯行で、地元では大きな話

題となった。

反対に、量刑が求刑の3分の2以下の事案も2件あった。【判決135】（求刑7年のところ懲役4年6ヶ月の判決）は、精神疾患の被告人が、ストレスから自宅に放火してしまった事件である。【判決137】（求刑12年のところ懲役6年の判決）は、「否認」の項でもふれたように、親子心中をはかったとして、息子を死亡させた被告人が殺人罪に問われた事件である。被告人は、放火事件で負った火傷の治療もあって長期間に渡って入院しており、精神疾患もあり法廷での発言もおぼつかなかった。判決は殺人罪で有罪としつつも、「無理心中しようとした」とする捜査段階での供述は不自然で、殺意は子どもが巻き込まれても仕方がないという程度だったとした。そのため量刑については、情状酌量を大幅に認めて、求刑の半分とした。このあたりは、裁判官・裁判員の悩んだ様子がうかがえるのかなと思わせた。

#### (4) 裁判の期間

2019年の裁判員裁判12件について、開廷から判決までの期間（市民である裁判員が裁判所に呼び出されて、判決が終わって「解放」されるまでの日数を数えた。）は17日を要した裁判【判決132】があったが、これは大雨の影響で判決言い渡しが遅れたもので、本来なら10日間。したがって、最長が10日、最短が3日とみることができる。3日間で3件、4日間で5件、5日間で1件、6日間で1件。10日間以上の2件は【判決132】と【判決137】で、どちらも否認事件であった。否認事件に長時間を要するのはこれまでの例と同じである。

#### (5) 裁判員の選任・辞退・欠席

メディアなどでは裁判員の欠席率の増加が話題になり（2019年11月24日南日本新聞では、[市民法廷10年ーかごしま裁判員制度]の特集記事の中で「高い辞退率／支援態勢の構築急務」として取り上げられた。）、最高裁も2018年6月30日の長官挨拶の中で取り上げたことは前号で紹介した。この欠席率は、裁判所から選任手続期日に出席するように求められたにもかかわらず、出席しなかった、つまり“無断欠席”した裁判員候補者の割合である。

鹿児島地裁における裁判員の選任・辞退・欠席などに関する2019年のデータ



は、引き続き入手できなかったが、全国の裁判所のデータについては最高裁判所事務総局『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和元年12月末・速報）』<sup>2</sup>からその傾向を知ることができた。それによると、2019年には「選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数」は4万0653人、そのうち裁判員裁判の選任手続期日に出席した、つまり裁判所に出かけてきた裁判員候補者数は2万7874人で出席率は68.6%。欠席した裁判員候補者は1万2779人で欠席率は31.4%だった。

2018年の欠席率は32.5%だった。欠席率は2017年（36.1%）までは上昇してきたが、2018年（32.5%）、2019年（31.4%）と、少しだが減少した。

次に辞退率について見てみよう。2019年に、裁判員候補者名簿から無作為で選定された裁判員候補者は、全国で11万8754人。裁判員裁判法では、所定の理由がある場合には、裁判員候補者に選ばれたものの仕事など特定の理由で辞退できることを認めている。まず送付された調査票に辞退理由を記載して返送することによって辞退を認められた裁判員候補者は3万8578人。さらに、裁判員裁判の期日が決まると、期日の通知・質問票が送付されるが、質問票に辞退理由を記載して返送することによって辞退を認められた裁判員候補者は4万9523人。2回の辞退手続きを経て、さらに選任手続期日当日に辞退する人まで含めて、辞退した裁判員候補者数は7万9241人。辞退率は、66.7%だった。2018年（67.1%）よりは幾分減少したとはいえ、裁判員制度施行以来、増加傾向にある。「鹿児島地裁では年によって増減し、2016年の73%が最も高かった」と南日本新聞の特集に記載されている。

裁判員の選出をめぐるこうした現状もあって、裁判所では、裁判員を努めた人と法曹を交えて意見交換会を開催している。鹿児島地裁では、2019年10月1日に開催され、経験者からは現状では参加しにくい面もあるとして「勤務先が制度への理解を深めるよう裁判所が工夫してほしい」「特別休暇で審理に参加した。国の決まりで（休暇の種類を）統一できれば、もっと参加しやすくなるのではないか」などの要望が出た、と報道された。

---

<sup>2</sup> 最高裁判所事務総局『裁判員裁判の実施状況について』は、最新版（制度施行～令和2年1月末・速報）が最高裁判所の作成した裁判員制度のサイトに掲載されている。[http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/r2\\_1\\_saibaninsokuhou.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r2_1_saibaninsokuhou.pdf)

### 三 裁判員裁判開始後10年をへて

#### (1) 最高裁の「総括報告書」

2019年5月21日は、裁判員裁判が開始されて10年になる日だった。その少し前の2019年5月15日に、最高裁事務総局は、10年間の裁判員裁判制度の成果と課題をまとめた『裁判員裁判10年の総括報告書』(以下、『総括報告書』と呼ぶ。)<sup>3</sup>を発表した。

その中で事務総局は「裁判員制度は、この10年間で何を成し遂げ、また、何を成し遂げられずにいるのだろうか。例えば、裁判員制度によって、刑事裁判の在り方は劇的に変化し、精密司法から核心司法へ、調書裁判から公判中心主義への転換が図られたなどと評価されることが多いが、具体的に何がどのように変わったのか。改善が進んでいない問題点や新たに生じている課題はないのか。また、国民の視点・感覚を裁判の内容に反映させるという裁判員制度の趣旨に照らし、裁判員と裁判官との実質的な協働は十分に実現されてきたのか。」という視点から、10年間のデータを分析し、評価を加えている。

この『総括報告書』の評価について、10年間鹿児島地裁の裁判員裁判を傍聴してきたものとして、簡単なコメントを加えてみたい。

#### (裁判員の選任状況)

鹿児島地裁の裁判員裁判の分析・検討でも指摘したように、制度が始まって以来、裁判員候補者の“無断欠席”が増加してきた。「出席率」の低下である。『総括報告書』ではそうした事実を認めつつ「平成30年から好転し始め、67.5%に回復した」(3頁)としている。その要因は、「これまでであれば辞退事由があるにもかかわらず辞退を申し立てないまま同期日を欠席していたような裁判員候補者が、上記取組を受けて同期日前に辞退を申し立てる例が増えたことが一因とみられ」としている。一方で、辞退率が上昇していることを認めつつ、『総括報告書』では、辞退率の上昇について「現在の辞退率は、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていない」と現状を評価している。

---

<sup>3</sup> 最高裁判所事務総局『裁判員裁判10年の総括報告書』(2019年5月)は最高裁判所の作成した裁判員制度のサイトに掲載されている。[http://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/file/r1\\_hyousi\\_honbun.pdf/](http://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/file/r1_hyousi_honbun.pdf/)

出席率・辞退率の現状をどのように見たら良いのか。有権者の大半は裁判員裁判に対して積極的な拒否を示してはおらず、法にしたがって、できる限り協力しなくてはならないと思っはいるが、かといって、積極的に進んでやりたいとも感じていないとでも評価できようか。傍聴した限りでは、裁判員の方々は、裁判に誠実に向き合い、真剣に判断しているように思えた。

しかし『総括報告書』でも指摘しているように「裁判員裁判に対する国民の関心の低下」が気になるところである。多くの人が殺害された事件やタレントの関係する事件を除いて、日常的に行われている裁判員裁判には新聞・テレビもあまり関心を持たなくなってきた。制度開始頃の“熱狂”がまるで夢のようである。教育現場での裁判員裁判についての授業や講演も徐々になされるようになったが、まだ本格的に取り組まれているとも言えない。裁判員裁判を傍聴する市民も、まだそれほど多くなく、制度開始頃の関心の高さはみられない。それを「まあ定着した」と判断するのか、関心の低下を“危機”とみるか、悩むところである。

### （公判）

『総括報告書』では、裁判員裁判が施行されて10年間に、「核心司法」及び「公判中心主義」の考え方や理念が、概ね共有されるに至り、公判審理は劇的に変化を遂げた、と評価している。

公判が開始され、起訴状の朗読や冒頭陳述が行われた後に、判決言い渡しまでの審理計画を裁判官（私が経験した限りでは左陪席）が示していた。審理計画にしたがって一定期間で集中した審理がなされることは、裁判員には都合が良い。裁判員裁判に反対する意見の一つに、集中した審理になると被告人の反論権が侵害されるとする意見もあったが、かなり長期になってしまうことの多かったこれまでの刑事裁判に比べて、被告人の反論を準備する時間が不足したとはいえないように思った。

一方、被告人の反論を準備するために、公判前整理手続が弁護人にとっても重要な手続きになっている。そのせいか、公判前整理手続が長期化する傾向が現在までも続いている。これまでの鹿児島地裁での裁判員裁判でも、起訴されてから公判が開かれるまでに1年以上を要した事案も結構多い。

2019年の裁判員裁判のうち、事件が2017年に発生した事案が2件、2018年に発生した事案が7件、2019年に発生した事案が2件である。1件は、2015年に発生した事案だが、起訴されたのは2019年というやや特異な事件（放火による殺人容疑）であった。被告人から見れば、長期にわたって、被告人として勾留されることは不利益である。ただし、いくつかの裁判員裁判では被告人が保釈され、公判には普通の格好で、腰縄・手錠をかけられることもなく、被告人席に現れた事案もあった。保釈を認める事案が多くなったことが『総括報告書』にも「個々の事案ごとの実情に基づいて具体的・実質的に判断すべき」と書かれているが、罪証隠滅のおそれなどの要件について、こういう運用がもっと進められて、保釈を認める方向が必要ではないだろうか。

裁判員裁判の公判廷の進め方について、『総括報告書』は「裁判員は審理内容を十分に理解していることがうかがえる」「分かりやすかった」と分析している。確かに、裁判員にわかりやすく説明するという方向性が検察官・弁護人の双方にも共有されるようになった。ただし、施行当初はボードなどを使用して、論告・弁論が“プレゼンテーション”風に行われることも多かったが、10年たった現在では、そのようなやり方はほとんど見られず、裁判官・裁判員に配布した説明資料を読み上げていくやり方が増えている。検察官側が組織的に準備しているように感じられた一方、弁護人側は、弁護人個々人の努力に任されている傾向が強いように思われた。

### （否認事件）

『総括報告書』では無罪を争った否認事件について言及はない。裁判員裁判において冤罪が生じさせないためにも、その事案については慎重に検討することが求められている。裁判員裁判における無罪判決は2019年末までに112件、鹿児島地裁では無罪とされた事例は1件だった。

控訴審で第一審の裁判員判決が破棄されて無罪となった事案は13件<sup>4</sup>。2011年10月18日、福岡高裁で、第一審（福岡地裁）の裁判員裁判の有罪判決に対し

---

<sup>4</sup> 『裁判員裁判10年の総括報告書』の「図表編」60頁。  
[http://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/file/r1\\_daiagram.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/file/r1_daiagram.pdf)

無罪判決が出た<sup>5</sup>。この判決は被告人に責任能力がないとして無罪としたもので、検察側は上告を断念し、無罪が確定した。2011年11月2日、福岡高裁が第一審の裁判員裁判（現住建造物等放火）の有罪判決を破棄し、無罪とした。これに対して福岡高検が最高裁に上告したが、2013年9月3日、上告を棄却し、無罪が確定した。2016年5月11日、東京高裁は、第一審（長野地裁）の裁判員裁判（殺人）では懲役8年だった事案で、「妄想の影響をうかがわせる事情が多数あるのに、適切に考慮しなかった」として、被告人の心神喪失を認め、無罪判決を下し<sup>6</sup>、検察側も上告せず、2016年5月26日に無罪判決は確定した。このように、裁判員裁判での有罪判決に対して高裁で無罪判決が出ている。その“誤判”の原因がどこにあったのかはきっちりと分析・検討しなくてはならない。

鹿児島地裁においても否認事件で、犯行を裏付ける直接証拠が乏しく、状況証拠に頼らざるを得ない事案や、責任能力がないとして無罪を争った事案もいくつもあった。とりわけ心身耗弱など責任能力の有無について判断が求められる場合に、裁判員が、責任能力の有無を判定する検察側の鑑定人（医師の場合が多い）の意見に追随してしまい、有罪と判断してしまう危険性もないとは言えない。

一方、第一審（千葉地裁）の裁判員裁判（覚せい剤密輸）で無罪とされたにもかかわらず、控訴審（東京高裁）で逆転有罪判決（懲役10年・罰金600万円）が言渡された事件で、2012年2月13日、最高裁判所第一小法廷は、控訴審判決を破棄し、控訴棄却の判決を言い渡した<sup>7</sup>。検察官控訴が最高裁で棄却されたことにより、裁判員裁判による無罪判決が確定した事案である。裁判員裁判による無罪判決がなされた場合、検察官控訴を禁ずる仕組みを考えることが課題になっているのではないかと。

鹿児島地裁の裁判員裁判では、死刑判決はこれまでは出されていない。『総括報告書』では「裁判員の精神的負担に対する対応」として、いわゆる刺激証

---

<sup>5</sup> 2つの福岡高裁判決については裁判所ウェブサイトで見ることができる。

<sup>6</sup> 東京高裁判決については判例タイムズ1431号144頁、高等裁判所刑事裁判速報集（平28）号94頁、東京高等裁判所（刑事）判決時報67巻1～12号38頁。

<sup>7</sup> 最高裁判所刑事判例集66巻4号482頁、裁判所時報1549号25頁、判例タイムズ1368号69頁、判例時報2145号9頁。

扱の取扱いにおける配慮が述べられているが、死刑の判断までも裁判員にまかせることが、過度の精神的負担にならないか、検討することも必要であろう。

鹿児島地裁の裁判員裁判では、多くの事案で、判決言い渡しの後、裁判官・裁判員からの“メッセージ”（刑事訴訟規則221条にいう「その将来について適当な訓戒」）が読み上げられた。判決文のように後に残るものではないが、裁判員が被告人に対して更生を求める、いろいろな言葉が投げかけられた。私個人は、裁判員が、自分の問題として被告人の犯罪を考え、更生を願うメッセージとして、記憶に残ることが多かった。

### （量刑）

量刑について『総括報告書』は、殺人未遂、傷害致死、強姦致傷、強制わいせつ致傷及び強盗致傷については重い刑が科される傾向にあり、一部の殺人事件、現住建造物等放火事件などについては執行猶予が付される割合が増えた、と述べている。この傾向は鹿児島地裁の10年の裁判員裁判からも読み取ることができた。特に性犯罪に対しては裁判員は厳しく判断する傾向がみられた。一方、介護疲れによる老親の殺人事案やストレスから自宅に火をつけ他人に損害を与えなかった事案などでは、裁判員の実生活の体験からか、緩やかに判断する傾向が見られた。この傾向は「裁判員と裁判官が協働することで、その時々々に裁判員として関与した国民の多様な視点・感覚が量刑に反映された」と評価することができるだろう。

総じて、この10年間の裁判員裁判の運用は、日本の司法のあり方、特に国民との距離を変化させたことは間違いない。なお検討すべき課題も多いが、この裁判員裁判の“発展”をきちんと追跡し分析することが、法学研究者のこれからの課題でもあろう<sup>8</sup>。

---

<sup>8</sup> 牧野茂、大城聡、飯考行編『裁判員制度の10年 市民参加の意義と展望』（2020年4月・日本評論社）が出版された。

## 2019年1月～12月 鹿兒島地裁での裁判員裁判一覧

判決	開廷日	判決日	期間 (日)	犯罪	事件発生日	認否	求刑(年)	判決(年)	%
128	1月28日	1月31日	4	殺人	2017年3月19日	否	18	14	77.8
129	3月11日	3月14日	4	傷害致死・傷害	2018年7月17日	否	7	7	100.0
130	5月13日	5月16日	4	現住建造物等放火	2017年7月22日		5	執行猶予5	
131	6月10日	6月14日	5	住居侵入・現住建造物等放火	2018年11月26日	否	7	6	85.7
132	6月24日	7月11日	17	殺人	2018年9月25日	否	18	15	83.3
133	7月17日	7月19日	3	強盗致傷	2018年10月29日		7	5	71.4
134	7月29日	7月31日	3	建造物侵入・強盗致傷・強盗・銃砲刀剣類所持等	2018年6月26日 2018年7月2日 2018年7月17日 2018年7月26日		8	8	100.0
135	9月10日	9月13日	4	現住建造物等放火	2018年7月20日		7	4.5	64.3
136	10月9日	10月11日	3	強制わいせつ致傷・住居侵入・窃盗	2019年4月26日		7	8	114.3
137	10月30日	11月8日	10	現住建造物等放火・殺人	2015年5月20日	否	12	6	50.0
138	12月9日	12月12日	4	傷害致死	2019年7月16日		5	執行猶予5	
139	12月18日	12月23日	6	殺人	2018年11月20日		18	16	88.9

註 (1) 否は一部否認も含む。

(2) 公判期間は、開廷日から判決日までの日数(休日・祝日も含む。)

(3) 判決の量刑で、例えば懲役2年6月は、2.5年と表した。

(4) 【判決132】は大雨の影響で、判決言い渡し1週間延長された。本来は10日間となるはずだった。

(5) 【判決130】【判決138】では懲役3年の刑に執行猶予がついた。